



事 務 連 絡
令和2年8月11日

県 立 学 校 長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

県立学校における学校行事に関するガイドラインについて（通知）

県立学校における通常の教育活動の推進については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点」及び「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づき、適切に対応していただいているところです。

この度、県教育委員会において標記ガイドラインを、別添のとおり作成したので、お知らせします。

については、同ガイドライン等に基づき、引き続き、必要な感染予防策を講じた上で、学校行事を実施するようお願いします。

記

1 送付物

- 「県立学校における学校行事に関するガイドライン（令和2年8月11日現在）」

2 その他

変更、追加等がある場合は、その都度、通知又は連絡する。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局

（高等学校に関すること）

高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安

TEL 089-912-2953

（特別支援学校に関すること）

特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳

TEL 089-912-2965

（保健管理に関すること）

保健体育課 教育指導グループ 和家 哲也

TEL 089-912-2981

県立学校における学校行事に関するガイドライン（令和2年8月11日現在）

県立学校における教育活動再開後の基本的な考え方については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点」及び「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等により、示しているところであるが、各学校行事の留意事項等について、改めて整理したので、各学校においては、このガイドラインを踏まえ、学校や児童生徒等の実情に応じて、学校行事の実施の在り方について適切に判断するとともに、感染症対策の徹底と学びの保障の両立に努めること。

なお、今後、感染状況等の変化に伴い本ガイドラインを変更する場合には、改めて通知する。

I 修学旅行について

1 実施の判断について

本県の感染レベルについては、現時点で、「感染第二波への対処戦略」における感染縮小期にあるが、7月以降、全国的に感染者の拡大傾向がみられるため、実施に当たっては旅行先の感染状況を踏まえるとともに、感染症対策を適切に講じた上で、修学旅行の教育的意義や児童生徒、保護者の心情等にも配慮しつつ、慎重に判断すること。なお、可能な限り、中止ではなく延期とするほか、県内や近隣県など近距離での実施や旅行日程の短縮など、実施方法の変更等についても検討すること。

2 感染症対策の徹底について

(1) 旅行前の健康観察

同居家族を含め、出発前の2週間の健康観察を実施すること。本人に発熱等の風邪症状が見られた際は、医療機関を受診し、旅行への参加について医師の指示に従うこと。

(2) 感染防止対策

旅行の実施に当たっては、令和2年2月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う修学旅行や研修旅行等への対応について」、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年6月16日）、令和2年7月28日付け文部科学省及び国土交通省事務連絡「現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及びGo To トラベル事業の活用について」等に基づくとともに「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）（以下：「手引き」）」を参照し、旅行代理店等と連携して感染防止対策を徹底すること。

(3) 旅行中の健康観察

引率者は、朝・夕の検温や体調確認を実施するなど、児童生徒の健康観察に努めること。

(4) 旅行中の行動の記録

行動歴についての調査が必要になった場合に備え、旅行中は、全員が、自身の行動場所、時間、内容、接触者、マスク着用の有無を可能な限り記録するなどして、旅行中の行動を振り返ることができるようにしておくこと。

(5) 旅行後の健康観察について

児童生徒や同居の家族も含め、旅行後一定期間（目安として2週間程度）、継続して健康観察を行うこと。

3 旅行中に児童生徒又は引率者が発症等した場合の対応について

旅行先の管轄保健所や医師の指示に従って行動するとともに、県教育委員会に連絡し、連携して対応すること。また、様々な状況に対応できるよう、事前に入念なシミュレーションをしておくこと。

4 その他

(1) 児童生徒及び保護者に対する説明について

児童生徒及び保護者に対し、事前に、具体的な活動内容や感染症対策、行き先の感染状況、発症時の対応などについて丁寧な説明を行い、感染リスクがゼロでない中での実施であることを十分理解していただくとともに、児童生徒が安心して参加できるようにすること。また、感染症に対する不安などから参加しない児童生徒に対し、学校において個別の指導を行うなど、適切に対応すること。

(2) 旅行代理店等との連携について

各校においては「手引き」等を十分に活用し、旅行代理店等と協議・連携し、旅行中の対応マニュアルを作成するなどして、児童生徒、保護者等の安全安心につなげること。

併せて、旅行保険の内容についても、様々な事態を想定して検討すること。

(3) 関係機関の協力依頼について

旅行先の病院や保健所、警察、消防等の関係機関への事前の協力依頼を徹底するとともに、関係機関一覧を対応マニュアルに明記すること。

(4) 修学旅行以外の宿泊を伴う行事について

修学旅行以外の宿泊を伴う行事の実施についても、本ガイドラインを参考にすること。

(5) その他

国の接触確認アプリ「COCOA」等を有効に活用すること。

Ⅱ 体育祭について

実施に当たっては、3つの密が避けられているかという観点から、感染リスク管理を徹底し、感染防止に万全の措置を講じること。参加者を限定するとともに、その連絡先等を事前に把握し、当日の体温や健康状態を把握した上で体調不良者の参加は遠慮いただくなどの感染防止の対応を取ること。これらの対応については、事前に周知するなどして理解が得られるよう努めること。感染拡大防止対策としては、国の接触確認アプリ「COCOA」や本県独自の接触確認システム「えひめコロナお知らせネット」が有効であることを機会あるごとに周知すること。

- 児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が可能なか慎重に判断すること。
- 練習や準備の段階から、新型コロナウイルス感染予防と熱中症予防の両方の対策に努めること。
 - ・学校教育活動においては、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。マスクがない場合に咳が出るときは、ハンカチ、ティッシュ、タオル、衣服の袖等で鼻と口を押える「咳エチケット」を指導すること。
 - ・暑さ指数（WBGT）をこまめに確認し、状況によっては時間を短縮するなどもあり得る。
 - ・熱中症の症状は、新型コロナウイルス感染症の軽度の症状とよく似ているため、救急搬送の際には、介助等を行うものは、マスク着用など念のため感染予防の対策が必要である。
- 会場をゾーニング(立ち入り可能区域の区分)するなどして、観覧方法等の工夫を行うこと。
- 学校の規模や実情に応じて、声を出さないように応援するなど保護者の応援方法等を工夫することや、飲食場所を指定するなどの規定を定めること。
- ごみの持ち帰りを徹底すること。

Ⅲ 文化的な行事等について

実施に当たっては、「Ⅱ 体育祭について」の基本的な留意事項と同様の対応を行い、感染防止に万全の措置を講じること。

【文化祭】

- 飲食物の提供や狭い空間で行われる催しなどについては、各学校で、その実施の可否について、特に慎重に判断すること。
- 来場者を限定するなど、実施方法等の工夫を行うこと。
- ごみの持ち帰りを徹底すること。

【終業式・始業式・その他集会】

- 参加人数を縮小したり、時間を短縮したりするなど、実施方法等の工夫を行うこと。
- ※ 卒業式、入学式については、その時期の感染状況により、改めて通知を行う予定である。

【学校説明会】

- 一回当たりの参加人数を制限したり、時間を短縮したりするほか、自校児童生徒等の手伝い等を最小限にとどめるなど、感染防止に万全の措置を講じること。
- 体験授業や部活動体験を実施する場合は、必要性を十分検討し、感染防止に万全の措置を講じた上で実施すること。また、映像等を適宜活用することもある。

【公開授業】

- 教室に入らず廊下からの参観にするなど、参観方法等の工夫を行うこと。

【その他の学校行事】

- その他の学校行事についても、上記に示した文化的な行事等を参考にし、適切に実施すること。